

2013年7月26日 全13頁

# バーゼル委、信用保証取引のコスト認識へ

【市中協議文書】重要な信用保証取引のコストに RW1250%適用か

金融調査部 研究員 鈴木利光

#### [要約]

- 2013 年 3 月 22 日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、市中協議文書「信用保証取引のコスト認識」を公表している(コメント提出期間は 2013 年 6 月 21 日をもって満了)。
- 信用保証取引を用いた信用リスク削減手法においては、保証(プロテクション)に伴う 損失や費用の認識(計上)を遅らせるとともに、形式的なリスク移転によって保証対象 のエクスポージャーのリスク・ウェイトを軽減させることで、自己資本比率規制の規制 裁定の余地がある。
- この点に関して、BCBS は、2011 年 12 月 16 日、「高コストの信用保証に係るステートメント」(ステートメント)を公表している。ステートメントは、監督当局がそのような規制裁定の懸念を、「第 2 の柱」(金融機関の自己管理と監督上の検証)における監督上の検証プロセス及び資本の適切性の評価という広い観点から精査していくことを、銀行に対して警告するものとなっている。
- 市中協議文書で提案されている変更には、信用保証の便益だけでなく、コストについても規制資本の中で適切に認識されることを確保する狙いがある。すなわち、市中協議文書の公表は、BCBS が、高コストの信用保証取引について、より包括的な「第 1 の柱」による対応に関する提案を推し進めることを決定したことに基づく。
- BCBS は、市中協議文書にて、リスク・ウェイト 150%超の資産に対する信用保証取引については、原則として、信用保証コストの現在価値を保証提供者に対するエクスポージャーとみなし、当該エクスポージャーに対して 1250%のリスク・ウェイトを適用することを提案している。

# [目次]

| <u>1.</u> | <u> はじめに</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·         | 2 |
|-----------|--|---|
| 2.        | 現行のバーゼル規制における信用保証取引の取扱い                                    | 2 |
| <u>3.</u> | 市中協議文書のアウトライン  | 3 |
| <u>4.</u> | 信用リスク削減手法の枠組みにおける変更(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 5.        | 証券化の枠組みにおける変更(案)   | 1 |
| 6.        | - おわりに ······ 1  | 2 |

# 1. はじめに

2013年3月22日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、市中協議文書「信用保証取引のコスト認識」(以下、「市中協議文書」)を公表している(コメント提出期間は2013年6月21日をもって満了)<sup>1</sup>。

市中協議文書で「提案されている変更には、信用保証の便益だけでなく、コストについても 規制資本の中で適切に認識されることを確保する狙いがある」(金融庁によるプレス・リリー ス仮訳)。

本稿では、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

# 2. 現行のバーゼル規制における信用保証取引の取扱い

現行のバーゼル規制では、ある資産に対するヘッジ手段としての信用保証取引(保証又はクレジット・デリバティブ)が一定の要件(直接的、明示的、取消不能、無条件等)を満たす場合、当該資産のリスク・ウェイトに代えて、対応するヘッジ手段の提供者のリスク・ウェイトを適用することができる(信用リスク削減手法)<sup>2</sup>。

もっとも、BCBS は、かねてから、信用保証取引を用いた信用リスク削減手法においては、保証(プロテクション)が証券化エクスポージャーに対して提供されるケースを含めて、とりわけ、保証に伴う損失や費用の認識(計上)を遅らせるとともに、形式的なリスク移転によって保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを軽減させることで、自己資本比率規制上の便益を直ちに享受できる場合に、自己資本比率規制の規制裁定の可能性があることを認識している。

この点に関して、BCBS は、2011 年 12 月 16 日、「高コストの信用保証に係るステートメント」 (以下、「ステートメント」)を公表している $^3$ 。

ステートメントは、一部の信用保証取引の取引事例において自己資本比率規制の規制裁定の

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> BCBS ウェブサイト参照(<u>http://www.bis.org/press/p111216b.htm</u>)



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> BCBS ウェブサイト参照(http://www.bis.org/press/p130322.htm)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> バーゼル Ⅱ テキストの 140 参照。

可能性が懸念されていることから、監督当局がそのような取引に対して、証券化の枠組みにおける信用リスク移転の評価 <sup>4</sup>という特定の観点のみならず、「第2の柱」(金融機関の自己管理と監督上の検証)における監督上の検証プロセス及び資本の適切性の評価という広い観点から精査していくことを、銀行に対して警告するものとなっている <sup>5</sup>。

BCBS は、ステートメントにおいて、このような規制裁定の懸念が顕在化する取引の具体例を挙げている。その一つは、銀行が、最初に損失を蒙る(ファースト・ロス)証券化ポジションに対する保証を購入するにあたって、その契約条項が、保証期間に亘って支払われるプレミアム額と将来の実現損失とを等しくさせる内容となっているケースである。

このケースでは、保証購入直後に認識される所要自己資本の信用リスク削減効果は、結局は 契約期間に亘って費用として認識(計上)されるプレミアムの支払総額によって相殺されるこ とになる。このような高コストの信用保証取引の目的は、信用リスク削減効果を通じた健全な リスク管理への貢献というよりは、むしろ、有効な信用リスクの削減や移転を伴わないにもか かわらず、保証に伴う損失や費用の認識(計上)を遅らせることによって短期的に自己資本比 率規制上の優遇的な取扱いを享受することにあることが考えられる。

このような規制裁定の懸念は信用リスク削減手法の枠組み全般に存在するが、信用リスク削減手法を用いた規制裁定の機会は、保証の購入前後でリスク・ウェイトの差異が非常に大きくなる証券化取引に活用される際に、特に発生しやすいとしている。

# 3. 市中協議文書のアウトライン

BCBS は、ステートメントにて、引続き、高コストの信用保証取引の動向を監視し、これらの取引に対する、より包括的な「第 1 の柱」 (最低所要自己資本比率) による対応をとることを検討していくこととしていた。市中協議文書は、この検討を推し進めたものである。

前述 (p. 2) のとおり、市中協議文書で「提案されている変更には、信用保証の便益だけでなく、コストについても規制資本の中で適切に認識されることを確保する狙いがある」(金融庁によるプレス・リリース仮訳)。

すなわち、BCBS は、市中協議文書にて、リスク・ウェイト 150%超の資産に対する信用保証 取引については、原則として、信用保証コストの現在価値を保証提供者に対するエクスポージ ャーとみなし、当該エクスポージャーに対して 1250%のリスク・ウェイトを適用することを提 案している。

<sup>◆「『</sup>第2の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」(鈴木利光/金本悠希)[2012年9月14日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091403financial.html)



<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> バーゼル II テキストの 554 (a) ・555 (d) 参照。

<sup>5</sup> ステートメントの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

# 4. 信用リスク削減手法の枠組みにおける変更(案)

#### (1) 規則の変更(案)

BCBS は、バーゼル規制における信用リスク削減手法の枠組みを定めた規則について、次のような加筆をすることを提案している(下線部が加筆部分)<sup>6</sup>。

# 【信用リスク削減手法の枠組みに係る規則の変更(案)】

# 5. 保証及びクレジット・デリバティブ

#### (i) 運用上の要件

保証及びクレジット・デリバティブに共通の運用上の要件

#### 189.

保証(カウンター保証)又はクレジット・デリバティブは、プロテクションの提供者に対する直接的な債権となっていなければならず、また、当該カバーの範囲が明確に定義され、かつ論争の余地がないよう、特定のエクスポージャーもしくはエクスポージャーのプールを明示的に参照していなければならない。信用保証の契約に関してプロテクションの買い手が支払うべき保証料を支払わない場合を除いて、当該契約は解約不能でなければならない。当該契約には、プロテクションの提供者が一方的に信用カバーを解約することを認める条項や、ヘッジ対象のエクスポージャーの信用度が悪化した結果として保証料(プレミアム)の増額を認める条項があってはならない。また、当該契約は無条件でなくてはならない。当該契約には、原債務者が債務不履行に陥った場合に、銀行の直接的なコントロールの及ばないところで、プロテクションの提供者が適時に支払いをする義務を妨げる条項があってはならない。

# 費用認識されていない信用保証コストの調整

### 189 (a)

銀行は、重要な信用保証コスト (189 (b) 参照) が費用認識されていない場合、又は普通株式 等 Tier1 資本 (CET1) の算出において考慮されていない場合は、当該信用保証コストの現在価値を保守的な方法で算出しなければならない。当該現在価値は、銀行のエクスポージャーとみなされ、1250%のリスク・ウェイトが適用されるべきである。

#### 189 (b)

信用保証コストは、信用保証の購入時において、原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイ

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 下線部以外の箇所は、従来のバーゼル規制の規則をそのまま引き継いでいる。なお、下線部以外の箇所の表現 については、全国銀行協会によるバーゼル規制の仮訳案を参照している。



.

トが(信用保証がなければ)150%超の場合に、「重要」とみなされる(※)。この閾値(スレッショルド)にかかわらず、たとえリスク・ウェイトが150%以下のエクスポージャーに対する信用保証取引であっても、監督当局は、その信用保証コストを「重要」とみなし、パラグラフ189(a)の適用対象とすることができる。このような裁量を行使するにあたって、監督当局は、事案に応じて、契約条件をはじめとする様々な要素を勘案することができる。とりわけ注意を要するのは、払戻し(リベート)の仕組みがあるケースや、プレミアムの金額がカバーされるリスクに比例しないケース(たとえば、原資産のエクスポージャーにおける信用度の悪化にかかわらずプレミアムの支払額が保障されている場合)である。

(※) 証券化エクスポージャーに対する信用保証取引の場合、「150%」の閾値(スレッショルド)は、原資産(裏付資産)のリスク・ウェイトではなく、証券化エクスポージャーのトランシェに適用される。 (出所)市中協議文書より作成

# (2) 費用認識されている信用保証コストの取扱い

前述 (p. 4) のとおり、新設のパラグラフ 189 (a) が適用されるのは、重要な信用保証コストが「費用認識されていない場合」 (又は CET1 の算出において考慮されていない場合) である。

したがって、銀行は、信用保証コストが費用認識されていることを立証することができる限りにおいて、当該信用保証コストにパラグラフ 189(a) を適用する必要はない。

BCBS は、このような場合の例として、次のようなケースを挙げている(これらに限定されない)。

#### 【信用保証コストが費用認識されていると認められるケース(例)】

- 信用保証コストの全額をカバーするのに十分な金額の引当金がヘッジ・ポジションに対して 計上されていること
- ヘッジ対象の資産が貸借対照表上に時価で計上されており、当該時価が信用保証コストを織り込んだ金額となっていること

(出所) 市中協議文書より作成

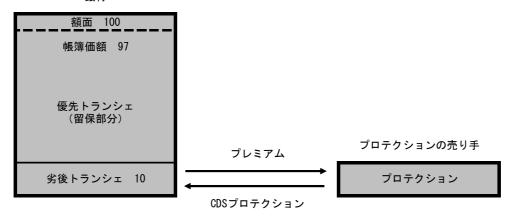
ヘッジ対象の資産の時価計上による元本削減(ヘアカット)の幅が信用保証コストの現在価値を下回る場合は、当該ヘアカット部分をリスク・ウェイト 1250%の適用対象から控除することができる。

上記のようなケースを例示したものが図表1である。



# 図表1 費用認識されている信用保証コストの取扱い(例)

銀行



- 銀行が額面 100 の資産を組成。
- 与信リスクを踏まえて帳簿価額を 97 までヘアカット。
- 資産をシンセティックに証券化。最初に損失を蒙る(ファースト・ロス)劣後トランシェの想定元本 10、優先トランシェの想定元本 90。
- 劣後トランシェに対するプロテクション (CDS) を購入。証券化エクスポージャーは優先トランシェにて留保。
- 信用保証コストの現在価値は5。

(出所) 市中協議文書より作成

図表1の例では、銀行は与信リスクを踏まえて"3"のヘアカットを実施している(与信リスクを踏まえたものなので、劣後トランシェが負担することを想定しているものと思われる)。 したがって、1250%のリスク・ウェイトを適用すべき信用保証コストの現在価値は"2"(当初の現在価値"5" - ヘアカット分"3")のみである。

# (3) 現在価値の算出とスプレッド収益の認識

前述 (p. 4) のとおり、銀行は、重要な信用保証コストの現在価値を「保守的な方法で」算出しなければならない。

### ① 現在価値の算出

現在価値の算出にあたっては、次のようなアプローチが「保守的な方法」に該当する。

# 【現在価値の算出における「保守的な方法」】

- (i) いかなる状況においてもリスクフリーレートを用いた割引率を適用するアプローチ
- (ii) プレミアムの支払額が保障されている場合にリスクフリーレートを用いた割引率を適用し、プレミアムの支払いがコンティンジェントである(ここでは、プレミアムの支払いがヘッジ・ポジションの規模に影響を受けることを意味する)場合に「リスキーな」割引



#### 率を適用するアプローチ

#### (出所) 市中協議文書より作成

アプローチ (ii) の「リスキーな」割引率をいかなる状況においても適用することは、「保守的な方法」とはいえない。というのも、プレミアムの支払額が保障されている場合に「リスキーな」割引率を適用すると、現在価値が極端に低くなってしまうためである。アプローチ (ii) の採用を認める場合、監督当局は、「リスキーな」割引率の内容、そしてその適用がどのようなシナリオで許容されるかを決定する。

一般的に、信用保証取引のプレミアムには、ヘッジ・ポジションのリスクが反映される。プレミアムの支払いがコンティンジェントである場合は、そのプレミアムにはヘッジ・ポジションと類似のリスクがあるといえる。このようなケースでは、プレミアムに基づいた「リスキーな」割引率を適用することが適切である。しかし、プレミアムにヘッジ・ポジションと異なる種類のリスクが内在するケースもある。このようなケースでは、プレミアムに基づいた割引率を適用することは適切ではない。

適切にリスクを反映した「リスキーな」割引率を決定すべく、プレミアムの支払いがコンティンジェントであるとみなされるケース、すなわちプレミアムにヘッジ・ポジションと類似のリスクがあるケースを明確化することが望ましい。

次のような条件(これらに限定されない)が満たされるケースは、「コンティンジェントなプレミアム」とみなすことが可能であろう。

#### 【「コンティンジェントなプレミアム」と認められるための条件】

- (a) 信用保証コストが、償却と損失の双方を調整した後のエクスポージャー額に定率を乗じて算出されること(上限あり)
- (b) (a) の「上限」が、(非現実的なシナリオの場合を除き、)信用保証コストに重大な影響を及ぼすものでないこと(※)
- (c) 信用保証コストが前払いされている場合は、1250%のリスク・ウェイトが適用されているか、又は損益通算を通じて費用として認識されていること
- (d) 信用保証コストにおける損失の調整 ((a) 参照) が、クレジット・イベント発生後最初 のプレミアムの支払い時から実施されること
- (e) 信用保証コストの支払いが少なくとも半年に一度の頻度でなされること
- (f) 取引が終了した場合、プレミアムの支払いや担保の提供を除き、一切の支払いがなされ ないこと
- (g) ヘッジ・ポジションのデフォルト・リスクが信用保証取引の満期のみに集中していない こと
- (※) 例えば、信用保証コストの上限がスプレッド収益の一定割合という形で設定されている場合は、一般的に問題ない。



これに対して、もっともありそうなシナリオにおいて、プレミアムが信用保証コストの上限とイコールの関係にある場合、これを「コンティンジェントなプレミアム」とみなすことはできない。というのは、このような場合、プレミアムの金額が固定されることになり、「保証プレミアム」に類似する性質を有することになるためである。

(出所) 市中協議文書より作成

#### ② スプレッド収益の認識

重要な信用保証コストの現在価値を算出するにあたっては、スプレッド収益を考慮することができる。

いかなる状況においてもスプレッド収益が信用保証コストを上回る場合 (たとえば、銀行がローン組成の段階で信用保証を購入し、当該ローンのスプレッド収益が当該信用保証のコストを上回る場合) は、信用保証コストの現在価値をゼロとすることができる。

スプレッド収益の取扱いとしては、次のようなオプション(選択肢)が考えられる。

# 【スプレッド収益の取扱い】

- (i) プレミアムの支払いがコンティンジェントであるといえる場合(※)、「契約上のプレミアムの現在価値」から「契約上のスプレッド収益の現在価値」を控除することで、信用保証コストの現在価値を算出する
- (ii) いかなるシナリオにおいても、「プレミアム」から「スプレッド収益」を控除することで、信用保証コストの現在価値の最大値を算出する
- (iii) 信用保証コストの現在価値を算出するにあたってスプレッド収益を勘案しない
- (※) プレミアムの支払いがコンティンジェントであるといえない場合は、信用保証コストの現在価値を算出するにあたってスプレッド収益を勘案しないものとする。

(出所) 市中協議文書より作成

同一の資産を原資産とする複数の証券化ポジションに対する信用保証を購入した場合、スプレッド収益をダブルカウントすることは認められない。

(4) リスク・ウェイトが 150%以下のエクスポージャーに対する信用保証コストを「重要」とみなす場合の例

前述 (p. 4、5) のとおり、市中協議文書は、新設のパラグラフ 189 (b) にて、次のような提案をしている。

#### 【信用リスク削減手法の枠組みに係る規則の変更(案):一部再掲】

#### 189 (b)

信用保証コストは、信用保証の購入時において、原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイトが(信用保証がなければ)150%超の場合に、「重要」とみなされる(※)。この閾値(スレッショルド)にかかわらず、たとえリスク・ウェイトが150%以下のエクスポージャーに対する



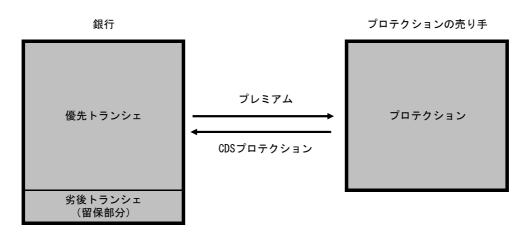
信用保証取引であっても、監督当局は、その信用保証コストを「重要」とみなし、パラグラフ 189 (a) の適用対象とすることができる。このような裁量を行使するにあたって、監督当局は、事案に応じて、契約条件をはじめとする様々な要素を勘案することができる。とりわけ注意を要するのは、払戻し(リベート)の仕組みがあるケースや、プレミアムの金額がカバーされるリスクに比例しないケース(たとえば、原資産のエクスポージャーにおける信用度の悪化にかかわらずプレミアムの支払額が保障されている場合)である。

- (※) 証券化エクスポージャーに対する信用保証取引の場合、「150%」の閾値(スレッショルド)は、原資産(裏付資産)のリスク・ウェイトではなく、証券化エクスポージャーのトランシェに適用される。
- (出所) 市中協議文書より作成

# ① 払戻し(リベート)の仕組みの例

払戻し(リベート)の仕組みは、図表2のような形態をとることが想定される。

### 図表 2 払戻し(リベート)の仕組み(例)



- 銀行が帳簿価額 100 で資産ポートフォリオを組成。
- 資産をシンセティックに証券化。最初に損失を蒙る(ファースト・ロス)劣後トランシェの想定元本 10、優先トランシェの想定元本 90。
- 劣後トランシェのリスク・ウェイトは 1250%、優先トランシェのリスク・ウェイトは 20%。
- 証券化エクスポージャーは劣後トランシェにて留保。優先トランシェに対するプロテクション (CDS) を購入。プレミアムの支払額は保障されており(非コンティンジェントであり)、その現在価値は 89 (リスクフリーレートを用いた割引率を適用。p.6 参照)。
- 損失補填に用いられる部分を除き、プレミアムは満期に払い戻される(仮に損失が50であった場合、払い戻されるプレミアムは39(=89-50))。
- (注) 現行のバーゼルⅡテキストの 555 (d) に従い、原資産に係るエクスポージャーの主要な信用リスクは第三者に移転しているものとする。

# (出所) 市中協議文書より作成

図表 2 の例では、払戻し(リベート)の仕組みがあるゆえに、プレミアムが高コストとなっているといえる。

プレミアムの現在価値である89は、ヘッジ・ポジションである優先トランシェの想定元本(すなわち将来の実現損失)である90とほぼ同額であり、実質的にはほとんどリスク移転がなされ



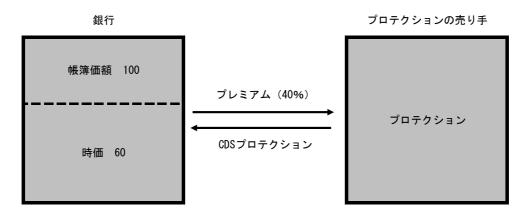
ていないということができる。

従って、この場合、たとえ原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイトが 150%以下であったとしても、新設のパラグラフ 189 (b) に基づき、信用保証コストが「重要」であるとみなされる。具体的には、プレミアムの現在価値 89 に対して 1250%のリスク・ウェイトが適用されることになる。

# ② 原資産のエクスポージャーの時価が帳簿価額を著しく下回るにもかかわらずプレミアムの支払額が保障されているプロテクション

表題のケースは、図表3のような形態をとることが想定される。

図表 3 原資産のエクスポージャーの時価が帳簿価額を著しく下回るにもかかわらずプレミアム の支払額が保障されているプロテクション(例)



- 銀行が帳簿価額 100 で資産ポートフォリオを組成(原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイトは 150%以下)。
- 時価が60まで下落するものの、帳簿価額は100のまま(引当金の計上はなし。リスク・ウェイトは引き続き150%以下)。
- 原資産のエクスポージャーに対するプロテクションを購入。プレミアムの支払額は保障されており(非コンティンジェントであり)、その現在価値は帳簿価額の40%(すなわち40(=100×40%))。

#### (出所) 市中協議文書より作成

図表 3 のケースでは、原資産の潜在的な損失(40=帳簿価額 100-時価 60)を認識(計上)せず、代わりに損失相当分のプロテクションを支払うことによってプロテクションをかけている。プレミアムは一括費用計上ではなく、契約期間に亘って期間配分して費用計上されるので、このような信用保証取引は、損失や費用の認識(計上)を遅らせているにすぎず、高コストであるといえる。

この場合、たとえ原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイトが 150%以下であったとして も、新設のパラグラフ 189 (b) に基づき、信用保証コストが「重要」であるとみなされる。具 体的には、プレミアムの現在価値 40 に対して 1250%のリスク・ウェイトが適用されることにな る。

これに対して、帳簿価額と時価の差額が小さい場合(例えば、プレミアムの現在価値よりも



少額である場合)は、原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイトが 150%以下である限り、 その信用保証コストを「重要」とみなす必要はない。

# (5) マチュリティ・ミスマッチの取扱い

マチュリティ・ミスマッチとは、信用リスク削減手法としての信用保証取引の残存期間が原 資産のエクスポージャーの残存期間を下回る場合をいう<sup>7</sup>。

新設のパラグラフ 189 (a) が適用される場合において、このマチュリティ・ミスマッチの取扱いについては、次のようなオプション(選択肢)が考えられる。

#### 【マチュリティ・ミスマッチの取扱い】

- (i) (バーゼルⅡテキストの 205 以外に) 特段のマチュリティ調整をしない
- (ii) 信用保証コストを算出するにあたっての評価対象期間を延長することにより、新設の パラグラフ 189 (a) に基づき算出される証券化エクスポージャーの留保部分の現在価値を 修正する
- (iii) その信用保証コストが新設するパラグラフ 189 (a) (b) に従って「重要」とみなされるヘッジ・ポジションにおけるマチュリティ・ミスマッチの調整を行うにあたって、エクスポージャーの残存期間の上限(5年)を撤廃することにより、(バーゼルⅡテキストの205に従って算出される)信用保証の調整価値を修正する

(出所) 市中協議文書より作成

(ii) (iii) のアプローチは、マチュリティ・ミスマッチの信用保証取引を行うインセンティブを減少させるものといえる。

# 5. 証券化の枠組みにおける変更(案)

BCBS は、バーゼル規制における証券化の枠組みを定めた規則について、次のような加筆をすることを提案している(下線部が加筆部分)<sup>8</sup>。

① 伝統的な証券化取引(資産譲渡型証券化取引)のための運用上の要件

【証券化の枠組みに係る規則の変更(案)①:資産譲渡型】

554.

<sup>7</sup> バーゼル II テキストの 202 から 205 参照。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 下線部以外の箇所は、従来のバーゼル規制の規則をそのまま引き継いでいる。なお、下線部以外の箇所の表現 については、全国銀行協会によるバーゼル規制の仮訳案を参照している。



7

銀行は、証券化エクスポージャーのオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件を全 て満たす場合に限り、当該証券化エクスポージャーをリスク・アセットの計算から除外するこ とができる。仮にこれらの条件を満たす銀行であっても、自らが保有する証券化エクスポージ ャーについては、引き続き当該証券化エクスポージャーに対する所要自己資本を保有しなけれ ばならない。

(a) 当該証券化エクスポージャーに係る主要な信用リスクが第三者に移転していること。銀行は、この移転の有無の判断にあたっては、保証又はクレジット・デリバティブの形態で購入した信用保証のコストのうち、「重要」とみなされ、パラグラフ 189 (a) の適用対象となった部分を組み入れなければならない。信用保証の購入を通じて主要な信用リスクの移転がなされていない取引については、パラグラフ 189 (a) のうち、重要な信用保証コストの現在価値の算出を定めた部分は適用されない。

(出所) 市中協議文書より作成

② シンセティック型証券化取引のための運用上の要件

【証券化の枠組みに係る規則の変更(案)②:シンセティック型】

555.

シンセティック型証券化商品では、原資産に係るエクスポージャーをヘッジするための信用リスク削減手法(担保、保証及びクレジット・デリバティブ)の利用は、自己資本比率規制上、次の条件を満たす場合にのみ認められる。

(d) 銀行は、原資産に係るエクスポージャーの主要な信用リスクを第三者に移転しなければならない。銀行は、この移転の有無の判断にあたっては、保証又はクレジット・デリバティブの形態で購入した信用保証のコストのうち、「重要」とみなされ、パラグラフ 189 (a) の適用対象となった部分を組み入れなければならない。信用保証の購入を通じて主要な信用リスクの移転がなされていない取引については、パラグラフ 189 (a) のうち、重要な信用保証コストの現在価値の算出を定めた部分は適用されない。

(出所) 市中協議文書より作成

## 6. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

前述 (p. 4、5) のとおり、市中協議文書は、新設のパラグラフ 189 (a) (b) にて、リスク・ウェイト 1250%が適用される「重要な」信用保証コストについて、原資産のエクスポージャーのリスク・ウェイト 150%超という閾値 (スレッショルド) を設定している。



この点について、BCBS は、リスク・ウェイトが 150%以下の取引以外の取引についても、新設のパラグラフ 189 (a) (b) の適用を免除すべきものがあるか否かについて、意見を求めている。なお、BCBS は、適用を免除すべき取引の例として、中央政府又は公共部門の保証付きのエクスポージャー、及び保証付きトレードファイナンスを挙げている。

以上

